

船橋市障害者施設及び障害福祉サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「令」という。）に定めるもののほか、障害者施設及び障害福祉サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関し必要な事項を定める。

(業務管理体制の届出)

第2条 法第51条の2第2項及び第51条の31第2項の規定による届出は、令第34条の28第1項及び第34条の62第1項に掲げる事項について障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書（第1号様式）により行うものとする。

2 法第51条の2第4項及び第51条の31第4項の規定による区分の変更の届出は、令第34条の28第3項及び第34条の62第3項に掲げる事項について第1号様式により行うものとする。

(届出事項の変更の届出)

第3条 法第51条の2第3項及び第51条の31第3項の規定による届出事項の変更の届出は、令第34条の28第2項及び第34条の62第2項に掲げる事項について障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく業務管理体制の整備に関する届出書（届出事項の変更）（第2号様式）により行うものとする。

(関係機関への情報提供)

第4条 市長は、前2条の規定による届出に関し、国及び県に対して、情報を提供することができる。

附 則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

第1号様式

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書

年 月 日

船橋市長 あて

申請者 (設置者) 所在地
名稱 代表者氏名

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業者（法人）番号												
1 届出の内容												
	(1) 新規の届出											
	(2) 区分の変更											
2 事 業 者	フリガナ											
	名称又は氏名											
	住所 (主たる事務所の所在地)	(郵便番号 一) 県 市										
	連絡先	電話番号			FAX番号							
	法人の種別											
	代表者の職名・氏名・生年月日	職名		フリガナ		生年 月日	年 月 日					
			氏名									
	代表者の住所	(郵便番号 一) 県 市										
3 障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め の 法 律 上 の 、 す べ て の 指 定 事 業 所 名 称 等	事業所名称	指 定 年 月 日	事 業 所 番 号	所 在 地								
	計	カ所										

4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律上の該当する条文（事業者の区分）	(1) 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者			
	(2) 指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者			
5 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則に基づく届出事項	(1) 法令遵守責任者	フリガナ 氏名		生年月日
	(2) 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要			
	(3) 業務執行の状況の監査の方法の概要			
6 区分変更	区分変更前行政機関名称、担当部（局）課			
	事業者（法人）番号			
	区分変更の理由			
	区分変更後行政機関名称、担当部（局）課			
	区分変更日		年 月 日	

第2号様式

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出（届出事項の変更）

年 月 日

船橋市長 あて

申請者 住 所
名 称
代表者氏名

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業者（法人）番号													
変更があつた事項													
	(1) 法人の種別、名称（フリガナ） (2) 主たる事務所の所在地、電話、FAX番号 (3) 代表者氏名（フリガナ）、生年月日 (4) 代表者の住所、職名 (5) 事業所名称等及び所在地 (6) 法令遵守責任者の氏名（フリガナ）及び生年月日 (7) 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要 (8) 業務執行の状況の監査の方法の概要												
変更の内容													
変更前													
変更後													